市有財産(土地)の貸付一般競争入札に係る質問への回答

	該当箇所	質問・意見等	回答
Q 1	応募要領 P1 2 (2)	時間侵駐市坦レーアの休田を主レーわがた 一部の東京	原則として、市が指定する貸付用途以外の用に供することは認めません。 ただし、あらかじめ文書により市に申し出て、市の承認を受けた場合には、 例外的に認めることがあります。 なお、ご質問いただいたように月極契約の締結やカーシェアリングの営業に ついて申し出を受ける場合には、指定用途である時間貸平面駐車場用地とし ての利用を妨げないことが確認できる場合に限り、承認します。
Q 2	応募要領 P1 2 (4)	賃貸料の納付は、年ごとに前払いすることとなるか。	賃貸料の支払期限及び支払回数は、本件入札の落札者と市との協議により決定します。 なお、必ずしも前払いである必要はなく、年1回払いである必要もありませんが、年度中の賃貸料は年度内に支払っていただく必要があります。
Q 3	応募要領 P1 2 (5)	アスファルト舗装やフェンス等の整備は認められるか。	アスファルト舗装やフェンス等の整備は契約物件の形質の変改には該当しないため、時間貸平面駐車場の整備に必要な場合は、賃借人の負担により整備の実施を認めます。
Q 4	不動産賃貸借契約書 (案)第16条(1)	現時点で、貸付期間中に公用又は公共用に供する計画が あれば、示してほしい。	現時点で、貸付期間中に公用又は公共用に供する計画はありません。